

<提出書類>

	(1)、(2)の場合 (基準日以降)	(3)の場合 (死亡)	(4)の場合 (故障)	備考
①生産緑地買取申出書	○	○	○	実印を押印してください
②印鑑登録証明書	○	○	○	
③買取り申出地の全部事項証明書	○	○	○	登記簿謄本。法務局窓口で取得してください。
④買取り申出地の公図または測量図	○	○	○	法務局窓口で取得してください。
⑤主たる従事者についての証明書	—	○	○	狭山市農業委員会が発行するものです ※1
⑥主たる従事者の死亡が確認できる書類	—	○	—	戸籍謄本または除籍謄本
⑦農林漁業に従事することを不可能にさせる故障認定決定通知書	—	—	○	都市計画課で発行するものです ※1
⑧申請者の権利の確認ができる書類 (相続登記が済んでいない場合)	△	△	△	・法定相続人を確認するための書類 [被相続人の出生から死亡までの戸籍、または、法務局登記官の認証分の入った法定相続情報一覧図の写し] 【遺産分割協議が終わっている場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の現在戸籍 ・相続人全員の印鑑証明書 【遺産分割協議が終わっていない場合】 ・申請者を除く相続人全員の同意書 ・相続人全員の現在戸籍 ・相続人全員の印鑑証明書
⑨委任状	△	△	△	買取り申出者以外が書類の提出や受取りを行う場合
⑩その他	△	△	△	例：抵当権者等の所有権以外の権利者がいる場合 同意書又は抵当権抹消確約書、及び印鑑証明書、等

※ 提出する書類は全て原本をお持ちください。 なお、遺産分割協議書や戸籍等については写しを取り、原本をお返しすることができます。

※1 発行までに日数を要します。具体的な期間については、担当にご相談ください。

○・・・必ず必要な書類です。 △・・・該当する場合のみ必要です。